

災害時の迅速な応急対策を図るために、 全国測量設計業協会連合会四国地区協議会及び四国４県の 測量設計業協会と災害協定を締結しました。

四国地方整備局（局長：川崎正彦）は、一般社団法人全国測量設計業協会連合会四国地区協議会（会長：古川直博）、社団法人徳島県測量設計業協会（会長：藤田定吉）、一般社団法人香川県測量設計業協会（会長：古川直博）、社団法人愛媛県測量設計業協会（会長：和田一弥）及び社団法人高知県測量設計業協会（会長：橋口孝好）と平成２４年９月２７日に「災害時における応急対策業務に関する協定書」を締結しました。

【協定の概要】

- 四国地方整備局及び四国内の地方公共団体が管理又は工事している河川、道路、砂防、海岸、港湾、空港、営繕等の施設において、地震、津波及び風水害等による災害が発生又は発生する恐れがある場合に、四国地方整備局は、測量設計業協会等に対して、より早く専門家の出動を求め、被災施設等の早期復旧に必要な調査・測量・設計等を実施させることができます。
- 測量設計業協会等が事前に資機材及び技術者の確保とその動員方法等を定めた実施体制を構築しておくことにより、災害時の迅速な対応が可能となります。
- 東日本大震災を踏まえ、四国地域以外の大規模災害発生箇所への出動要請にも対応できます。

四国地方整備局としては、今後も地域住民の皆様の安全・安心の向上を目指し、関係機関と連携して防災・減災に取り組めます。

この施策は、四国広域地方計画「No6 防災向上プロジェクト」の取り組みに該当します。

この施策は、四国地震防災基本戦略の取り組みに該当します。

平成２４年９月２８日

問い合わせ先

国土交通省 四国地方整備局 企画部

総括防災調整官 宮本 正司（内線2119）

防災課長 上林 正幸（内線3411）

TEL（０８７）８５１－８０６１（代 表）

（０８７）８１１－８３１０（ダイヤルイン）

災害時の迅速な応急対策を図るために、全国測量設計業協会連合会四国地区協議会及び四国4県の測量設計業協会と災害協定を締結しました。

『災害時における応急対策業務に関する協定書』締結の効果

- ◆四国地方整備局及び四国内の地方公共団体が管理又は工事している河川、道路、砂防、海岸、港湾、空港、営繕等の施設において、地震、津波及び風水害等による災害が発生又は発生する恐れがある場合に、四国地方整備局は、測量設計業協会等に対して、より早く専門家の出動を求め、被災施設等の早期復旧に必要な調査・測量・設計等を実施させることができる。
- ◆測量設計業協会等が事前に資機材及び技術者の確保とその動員方法を定めた実施体制を構築しておくことにより、災害時の迅速な対応が可能となる。
- ◆東日本大震災を踏まえ、四国地域以外の大規模災害発生箇所への出動要請にも対応できる。

【協定締結の状況】

【出席者】四国地方整備局(局長:川崎正彦)、全国測量設計業協会連合会四国地区協議会及び香川県測量設計業協会(会長:古川直博)、徳島県測量設計業協会(会長:藤田定吉)、愛媛県測量設計業協会(副会長:野間信宏)、高知県測量設計業協会(理事:久保田明)

(四国地区協議会会長 調印)

協定書の調印状況
(四国地方整備局長 調印)

左より、
久保田理事、野間副会長、藤田会長、古川会長、川崎局長

災害時における応急対策業務に関する協定書(抜粋)

国土交通省四国地方整備局長(以下「甲」という。)と、一般社団法人全国測量設計業協会連合会四国地区協議会会長(以下「乙」という。)及び社団法人徳島・香川・愛媛・高知各県測量設計業協会会長(以下「丙」という。))は、災害時における応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、地震、津波及び風水害等により災害が発生し、又は発生のおそれがある場合の応急対策業務(以下「業務」という。)に関し、乙及び丙は、甲が実施する業務の遂行に必要な資機材及び技術者等(以下「技術者等」という。)の確保及びその動員の方法を定め、もって、被害の拡大の防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

(実施範囲)

第2条 業務の実施範囲は、次のとおりとする。

- 一 四国地方整備局及び四国内の地方公共団体が管理又は工事している河川、道路、砂防、海岸、港湾、空港、営繕等の施設
- 二 前号に掲げるもののほか、甲が要請する国内における大規模災害発生箇所

(業務の内容)

第3条 甲又は甲の所掌する事務所等の長(以下「事務所長等」という。)は、第2条に規定する実施範囲において、必要と認めるときには、被災状況に応じて乙又は丙に出動を要請することができるものとする。

2 乙又は丙は、甲又は事務所長等からの出動要請に基づき、できる限り速やかに乙又は丙に所属する協会の会員(以下「会員」という。)と調整し、現地へ派遣する会員を甲又は事務所長等へ通知するものとする。

3 会員は、甲又は事務所長等からの出動要請があったときは、できる限り速やかに被災状況等を把握・報告し、甲又は事務所長等の指示により業務に関する測量・調査・設計等を実施するものとする。

4 乙及び丙は、業務を早急に実施できるよう前もって必要な技術者等の確保、動員の方法を定め、その実施体制を甲に報告するものとする。

(業務の実施体制)

第5条 第3条第4項に基づき甲に報告する業務の実施体制は、乙、丙及び会員による連絡系統及び編成表を明示したものである。なお、変更等が生じた場合には、速やかに甲に報告するものとする。